

熊本県ヘリテージマネージャー登録要項

(目的)

第1条 公益社団法人熊本県建築士会（以下「県建築士会」）は、歴史文化遺産を活用し、保全し、地域づくりに貢献できる能力を有する人材を「熊本県ヘリテージマネージャー」として登録する。

(登録の要件)

第2条 熊本県ヘリテージマネージャーとして登録するためには、熊本県ヘリテージマネージャー養成講習会の全講義を履修しなければならない。

(登録の申請)

第3条 熊本県ヘリテージマネージャーの登録をしようとする者（以下「登録申請者」）は様式第1号に次の書類を添付し、県建築士会に登録を申請しなければならない。

- (1) 熊本県ヘリテージマネージャー登録原簿（様式第2号） 1部
※写真（縦4cm×横3cm、上半身、無帽）1枚を貼付けたもの
- (2) 熊本県ヘリテージマネージャー養成講習会修了証の写し 1部
- (3) 建築士の免許を証する書類の写し 1部

(登録及び登録証の交付)

- 第4条 1 県建築士会は、前条により登録の申請があった場合は、「熊本県ヘリテージマネージャー登録原簿」に登録する。
- 2 県建築士会は、前項の規定により登録を行った場合は、登録申請者に「熊本県ヘリテージマネージャー登録証」を交付する。

(登録内容の変更)

第5条 熊本県ヘリテージマネージャーの登録原簿の登録者（以下「登録者」）が、登録内容を変更した場合は、様式第3号により速やかに県建築士会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取り消し)

- 第6条 県建築士会は、次の各号の一つに該当する場合は、登録者の登録を取り消すことができる。
- (1) 登録者が登録の抹消を希望したとき。
 - (2) 登録申請書及び添付書類の記載事項の真実と相違があるとき。
 - (3) 様式第1号の登録基準を満足しなくなったとき。
 - (4) 登録者の行為により熊本県建築士会及び熊本県ヘリテージマネージャーの活動に支障が及ぶとき。

(施行細則)

第7条 その他この要項の施行に関し、必要な事項は県建築士会長が定める。

(附則)

この要項は、平成28年2月26日から適用する。